# 【消費生活関係】

## １　消費生活相談体制等の充実・強化について

（１）消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金については、地方消費者行政を安定的に推進させるための各自治体の財政状況を考慮し、地方消費者行政機能維持事業（相談機能維持・未然防止強化型）の補助上限額の逓減の見直しを行うなど、恒久的な財源措置を行うとともに、既に地方消費者行政推進事業の活用期限を迎えた自治体に対しても十分な配慮を行うこと。

また、消費者教育、相談・見守り連携の強化、消費生活相談員の担い手確保や人材育成の強化の推進等のため、普及啓発や人件費の補助率の嵩上げ、デジタル化の進展などに伴う新たな消費者問題への対応等にも活用できる使途の拡充、少額な事業に係る変更事務の簡素化など、引き続き、地方自治体の要望が十分に反映された、活用しやすい制度とするよう、より一層の改善を図ること。

（２）消費生活相談のデジタル化を契機とした自治体間の広域連携及び相談員の役割分担については、自治体の意見を十分に聴取し、その意向を踏まえ、相談業務の実情に即した制度設計とすること。

また、新システム導入後は、現行のＰＩＯ－ＮＥＴが国において端末・回線を調達・運用し無償貸与してきた経緯を踏まえ、自治体の負担増につながることのないよう、運用経費を含めた十分な財政支援を行うこと。

さらに、新システムの運用について相談現場で混乱が生じないよう、国と地方自治体の実務者レベルで情報共有や情報交換を緊密に行うことのできる場を引き続き設定するとともに、ＷＥＢフォーム受付やテレフォニーシステムの利用における課題や効果を国と地方自治体の双方が認識できるよう、全ての機能を体感できる検証・練習用環境を用意すること。

## ２　食の安全安心の確保について

食の安全安心については、消費者の健康の保護が最重要であり、消費者に信頼される食品等の生産及び供給を確保し、もって消費者の現在及び将来にわたる健康の保護を図る必要がある。

令和６年３月に発生した機能性表示食品に起因する健康被害事案を踏まえ、同年９月に機能性表示食品及び特定保健用食品については、健康被害情報の届出や製造工程へのＧＭＰの導入の義務化がなされたが、栄養機能食品の義務化は見送られたところである。現在、国においてサプリメントに関する規制の在り方について、検討が進められているが、栄養機能食品についても、機能性表示食品や特定保健用食品と同様に、健康被害情報の届出と製造工程へのＧＭＰの導入を義務づけるなど、いわゆる「健康食品」による健康被害が未然に防止できる制度とすること。

なお、いわゆる「健康食品」について、消費者が正しい知識と利用方法を理解できるよう、普及啓発を強化すること。

また、機能性表示食品、特定保健用食品及び栄養機能食品の健康被害情報の届出に伴う地方公共団体の事務負担に対し十分な人的及び財政的支援を講ずること。